

GRIPS Discussion Paper 18-24

**要緊急安全確認大規模建築物の
耐震診断結果の公表における耐震改修等の予定の分析**

**ANALYSIS OF SEISMIC IMPROVEMENT PLANS
OF LARGE-SCALE BUILDINGS BASED ON THEIR
PUBLISHED SEISMIC ASSESSMENT RESULTS**

春原 浩樹

Hiroki Sunohara

March 2019



GRIPS

NATIONAL GRADUATE INSTITUTE
FOR POLICY STUDIES

National Graduate Institute for Policy Studies
7-22-1 Roppongi, Minato-ku,
Tokyo, Japan 106-8677

要緊急安全確認大規模建築物の 耐震診断結果の公表における 耐震改修等の予定の分析

春原 浩樹

政策研究大学院大学 教授 (〒106-8677 東京都港区六本木 7-22-1)
E-mail:sunohara@grips.ac.jp

耐震改修促進法の改正により、一定の建築物について耐震診断及び結果の報告が義務付けられた。本稿では、このうち、要緊急安全確認大規模建築物についてインターネット上の公表情報を収集、整理した上で、関東、東海、近畿の安全性評価区分Ⅰの建築物をリストアップし、分析を行った。その結果、安全性評価区分Ⅰの建築物の割合は約7%で都府県ごとに大きく異なること、実施時期を定めた具体的な耐震改修等の予定のあるものは公表物件の約4割に留まること、具体計画ありの中では8割近くが2020年までに耐震改修等を実施予定であること、耐震改修等の内容としては耐震改修が約6割であること、耐震改修等の予定は、都府県別、用途別に相当のばらつきがあること等がわかった。

Key Words : *mandatory seismic assessment, publication, plan for seismic improvement, Act for promoting seismic retrofit of buildings*

1. はじめに

(1) 背景と目的

建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）の2013年の改正により、2013年11月25日より、一定の建築物について、耐震診断及びその結果の報告が義務付けられ、報告を受けた所管行政庁は耐震診断の結果を公表することとされた。このうち、要緊急安全確認大規模建築物（不特定多数の者が利用する大規模建築物等）については、耐震診断結果の報告期限が2015年12月31日とされ、報告を受けた所管行政庁から、順次、耐震診断結果の公表が行われている。東京都及び都内の所管行政庁の一部が2018年3月29日に、和歌山県と和歌山市が2018年10月9日に耐震診断結果を公表したことにより、一部未公表の所管行政庁もあるが、全47都道府県において耐震診断結果が公表された。ただし、耐震診断結果の公表は、各所管行政庁が行うものであり、全体をまとめて公表する仕組みはない。このため、本稿では、要緊急安全確認大規模建築物に係る耐震診断結果の公表の現状を取りまとめ

てその全体像を示すとともに、関東、東海、近畿の1都2府14県における「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」建築物を対象に、公表された要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修等の予定の特徴を明らかにすることを目的とする。

(2) 既往の文献と本研究の位置付け

2018年4月には国土交通省から、要緊急安全確認大規模建築物について、耐震診断結果を公表したものが約10,600棟、そのうち大地震に対して倒壊・崩壊する危険性が高いもの（「Ⅰ（危険性が高い）」）が約1,000棟（約9%）、「Ⅱ（危険性がある）」が約700棟（約7%）であることなどが公表されている¹⁾。2018年10月には、日経アーキテクチャ誌が、独自に集計を行い、ⅠとⅡを合わせた「倒壊危険建物」が2,012棟、うちⅠが1,132棟あることなどを発表するとともに、都道府県別に「倒壊の危険性が高い（Ⅰ）」に該当する建物の実名一覧を発表した²⁾。2018年11月には、日本経済新聞が、関係自治体へのアンケート調査に基づき、震度6強以上の地震で「倒壊・崩壊す

る危険性が高い」と診断された建物が全国で 961 棟あり、改修を終えたのは 103 棟であることなどを発表した³⁾。しかし、いずれにおいても、公表された物件の耐震改修等の予定と諸要因との関係の分析は行われていない。本稿では、「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」ものを対象に、所在地、用途、補助制度の有無及び個別の安全性評価区分の公表／非公表と耐震改修等の予定との関係等について整理する。

(3) 研究の手法

情報収集は、基本的に、所管行政庁がインターネット上に公表している情報によった。2018 年 4 月 1 日現在で、対象となる所管行政庁は 305 である。公表は、所管行政庁ごとに独自のタイミングで行われるため、情報の時点は所管行政庁ごとに異なるが、全 47 都道府県から公表が行われた後の 2018 年 11 月 30 日時点での公表情報を収集し、整理した。

次に、収集したデータのうち、関東地方、東海地方及び近畿地方の 1 都 2 府 14 県を対象に、要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果から「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性 I」に該当する、すなわち大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い、建築物を特定し、安全性 I の建築物のデータベースを作成し、作成したデータベースにより、分析を行った。

安全性 I の建築物の特定に当たっては、個別物件の安全性評価区分（安全性 I/II/III を指す。以下同じ。）を公表している所管行政庁については、その評価に基づき、それ以外の所管行政庁については、公表されている I_s/I_{s0} などの指標の値と附表により、筆者が判別した。1 つの建築物に複数の棟があり、それぞれについて耐震診断結果が公表されている場合は、建築物ごとに 1 件と数え、安全性評価区分については、各棟の評価のうち最も低いものを当該建築物の安全性評価区分とした。

対象物件については、耐震診断結果の公表データから、用途、耐震改修等の予定、公表方法について分類番号を付すとともに、国土交通省発表資料⁴⁾に基づき、各物件の所在市区町村が平成 30 年 4 月 1 日現在で非住宅建築物の耐震改修に係る補助制度を整備済みであるかの分類番号を付した（表-1-1~4）。

表-1-1 安全性 I データベースにおける用途区分

用途区分	耐促令第 8 条の特定既存耐震不適格建築物
1 病院	二 病院又は診療所
2 体育館、集会場	一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 四 集会場又は公会堂 五 展示場 九 博物館、美術館又は図書館
3 百貨店等	六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 十 遊技場 十一 公衆浴場 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
4 ホテル	七 ホテル又は旅館
5 学校、幼稚園	八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの 十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
6 庁舎	十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
7 工場、車庫等	十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの 十九 法第十四条第二号に掲げる建築物（注：危険物の貯蔵場又は処理場）

表-1-2 安全性 I データベースにおける耐震改修等の予定区分

耐震改修等の予定区分	摘要
1 なし／未定／検討中	
2 耐震改修（時期未定）	耐震改修で時期未定のもの
3 建替・除却（時期未定）	建替・除却で時期未定のもの
4 耐震改修	耐震改修で時期明記のもの
5 建替・除却	建替・除却で時期明記のもの

表-1-3 安全性 I データベースにおける補助制度区分

補助制度区分	摘要
1 あり	物件の所在市区町村が非住宅建築物の耐震改修に係る補助制度を整備済み
0 なし	物件の所在市区町村に非住宅建築物の耐震改修に係る補助制度なし

表-1-4 安全性Iデータベースにおける公表方法区分

公表方法区分	摘要
A	総括表があり、かつ物件ごとに安全性評価区分 (I/II/III) の記載あり
B	総括表はないが、物件ごとに安全性評価区分の記載あり
C	総括表のみ

注) A～Cに該当しないものは空欄とした。

注)「総括表」とは、耐震診断結果公表物件数の安全性評価区分ごとの内訳のわかる表をいい、表形式ではないが相当する情報を公表している場合も含む。

2. 耐震診断・報告義務付けの概要

耐震改修促進法の 2013 年の改正により耐震診断及び結果の報告が義務付けられたのは、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物である。要緊急安全確認大規模建築物とは、1981 年以前のいわゆる旧耐震基準により建築等が行われたもののうち表-2 に掲げる建築物であり、その所有者は、当該建築物について耐震診断を行い、その結果を 2015 年 12 月 31 日までに所管行政庁に報告しなければならないこととされた。

要安全確認計画記載建築物とは、1981 年以前のいわゆる旧耐震基準により建築等が行われたもののうち表-3 に掲げる建築物であり、その所有者は、当該建築物について耐震診断を行い、その結果を地方公共団体が定める日までに所管行政庁に報告しなければならないこととされた。

表-2 要緊急安全確認大規模建築物

イ	不特定多数の者が利用する大規模建築物 ・病院、店舗、旅館等： 階数 3 以上かつ床面積の合計 5,000 m ² 以上 ・体育館： 階数 1 以上かつ床面積の合計 5,000 m ² 以上
ロ	避難確保上特に配慮を要するものが利用する大規模建築物 ・老人ホーム等： 階数 2 以上かつ床面積の合計 5,000 m ² 以上 ・小学校、中学校等： 階数 2 以上かつ床面積の合計 3,000 m ² 以上 ・幼稚園、保育所： 階数 2 以上かつ床面積の合計 1,500 m ² 以上
ハ	一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場等 ・危険物貯蔵場等： 階数 1 以上かつ床面積の合計 5,000 m ² 以上

表-3 要安全確認計画記載建築物

イ	緊急輸送道路等の避難路沿道建築物(都道府県または市町村が避難路を指定) ・倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞するおそれのある建築物(高さ 6m 以上) ・ただし、地方公共団体が状況に応じて規則で別の定めをすることが可能。
ロ	防災拠点建築物(都道府県が指定) ・庁舎、病院、避難所となる体育館など

3. 耐震診断結果公表制度の概要

所管行政庁は、耐震診断結果の報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならないこととされている(法第 9 条⁵⁾)。そして、要緊急安全確認大規模建築物について言えば、公表は、以下の事項を、要緊急安全確認大規模建築物の用途ごとに一覧できるよう取りまとめ、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならないこととされている(省令第 22 条⁶⁾)。

- ・位置、用途その他当該建築物の概要
- ・耐震診断の結果に関する事項のうち国土交通大臣が定める事項

2 点目の「国土交通大臣が定める事項」とは、

- ・耐震診断の方法の名称、
- ・それぞれの認定診断法において定められた構造耐震指標等、
- ・当該耐震指標等に応じた安全性、及び
- ・耐震改修、建替え又は除却の予定の内容及び実施時期(報告書に記載された場合)

とされている(告示⁷⁾及び技術的助言⁸⁾)。3 点目の「当該耐震指標等に応じた安全性」とは「指針別表第 1 又は別表第 6 の下欄に定める構造耐力上主要な部分に対する安全性の評価(以下「安全性評価」という。)に準じて評価した結果」とされている(技術的助言⁹⁾) (図-1 参照)。指針別表の下欄には、 I_s 、 q 等の指標の値に応じて「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」、「～ある」、「～低い」と記載されていることから、「当該耐震指標等に応じた安全性」とは「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性」が「高い」か「ある」か「低い」かを指すと考えられる。

耐震診断の方法ごとに、構造耐震指標がどのような値を取った場合にどの区分に該当するのかは、国土交通省建築指導課長の技術的助言¹⁰⁾で示されている(図-2 参照)。

別表第六		構造耐震指標及び保有水平耐力に係る指標	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
(一)	I_s が〇・三未満の場合又は q が〇・五未満の場合		地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
(二)	(一)及び(三)以外の場合		地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
(三)	I_s が〇・六以上の場合で、かつ、 q が一・〇以上の場合		地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
この表において、 I_s 及び q は、それぞれ次の数値を表すものとする。 I_s 各階の構造耐震指標 q 各階の保有水平耐力に係る指標			

図-1 「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」¹⁾の別表第六

別表 2		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
耐震診断の方法		I (地震の震動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性が高い。)	II (地震の震動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性がある。)	III (地震の震動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性が低い。)
(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版, 2017年版)	$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$

図-2 耐震診断の方法に応じた構造耐震指標等及び当該構造耐震指標等に応じた安全性 (技術的助言の別表2の抜粋)

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果 (兵庫県が所管するもの)

(中略)

体育館 (一般公共の用に供されるものに限る。) ボーリング場, スケート場, 水泳場その他これらに類する運動施設

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	たつの市立龍野体育館	たつの市龍野町富永1005番地1	体育館	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0}=1.31$ $CT \cdot SD=0.46$		—	
2	赤穂市民総合体育館	赤穂市加里屋1278	体育館	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0}=1.19$ $CTU \cdot SD=0.32$		—	
3	青山スポーツガーデン	太子町山田668番地2他	ボーリング場	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版)	$I_s=0.14$ $q=0.56$	耐震改修	平成30年着工	

(以下略)

図-3 要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表事例 (兵庫県の公表資料より抜粋)

実際には、大多数の所管行政庁においては、図-3 のような一覧表と図-4 のような附表という形で公表が行われており、一覧表には各建築物の安全性評価区分は記載されていない。附表には、上述の技術的助言に基づき必要な情報が記載されている。安全性評価区分は、耐震診断結果一覧表（例えば図-3）の診断

結果の耐震診断の方法と構造耐震指標を安全性の評価の附表（例えば図-4）と見比べて、簡単な計算を行った上で判断することになる。ただし、東京都、静岡県など 23 の所管行政庁においては、各物件について耐震指標の値と安全性評価区分を併記している（図-5 参照）。

耐震診断の方法	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
	I	II	III
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」（1996 年版、2011 年版）	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第 2 次診断法」及び「第 3 次診断法」（1990 年版）	$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $CT \cdot SD < 0.15$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.3 \leq CT \cdot SD \leq 1.25$ $1.25 < CT \cdot SD$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第 2 次診断法」及び「第 3 次診断法」（2001 年版）	$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $CTU \cdot SD < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq CTU \cdot SD$

I. 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
 II. 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
 III. 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度 6 強から 7 に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度 5 強程度の中規模の地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

※ 表に掲げる補正係数 Z, Rt, G, U については、備考欄に記載のある場合を除き 1.0 である。

図-4 耐震診断の評価の結果と安全性の評価の附表の公表事例（兵庫県の公表資料より抜粋）

1 要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表								【静岡県】	
(1) 用途ごとの公表一覧表									
(中略)									
③ 病院・診療所									
NO	建築物の名称	建築物の位置	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果		耐震改修等の予定		備考
					評価の結果	安全性の評価 (I, II, III)	内容	実施時期	
1	医療法人全心会 伊豆慶友病院 病院棟-B 棟	静岡県伊豆市月ヶ瀬 380 番地 2	病院	2(5-2)	$I_s/I_{so}=0.66$ $CT \cdot S_D=0.52$	II			
2	静岡県厚生連 リハビリテーション中伊豆温泉病院 本館	静岡県伊豆市上白岩 1000 番地	病院	2(5-3)	$I_s/I_{so}=0.46$ $CT \cdot S_D=0.39$	I	建替え (工事)	平成 33 年 4 月 (着工予定)	移転建替 (伊豆市内)
3	市立島田市民病院 本館	静岡県島田市野田 1200 番地の 5	病院	2(5-1)	$I_s/I_{so}=1.31$	III			

(以下略)

図-5 個別物件の安全性評価区分を公表している事例（静岡県の公表資料より抜粋）

4. 耐震診断結果公表の概要

(1) 所管行政庁による公表の方法

2018年4月1日現在で耐震診断結果公表の対象となる所管行政庁は305である。2018年11月30日時点で収集した情報によれば、このうち287の所管行政庁が要緊急安全確認大規模建築物に係る耐震診断結果の公表を行っていた。窓口では閲覧可とされていてもインターネット上で公表していない所管行政庁は、ここでは非公表に分類した。公表済み所管行政庁の安全性評価区分の公表状況は、表-4のとおりであり、103の所管行政庁では、個別の物件ごとの安全性評価区分を公表しているか、又は、耐震診断結果公表物件数の安全性評価区分ごとの内訳のわかる表（本稿では「総括表」といい、表形式ではないが相当する情報を公表している場合も含む。）を公表していた。このうち東京都、静岡県など23の所管行政庁は個別物件の安全性評価区分を公表していた。

表-4 耐震診断結果公表所管行政庁の安全性評価区分の公表状況（2018.11.30時点）

		個別物件への安全性評価区分の併記	
		有	無
安全性評価区分内訳付総括表	有	5 (東京都、静岡県、富士宮市、焼津市、明石市)	80 (北海道ほか)
	無	18 (北茨城市、木更津市、港区、新宿区、江東区、品川区、練馬区、日野市、三鷹市、武蔵野市、立川市、大垣市、浜松市、静岡市、沼津市、富士市、津市、東大阪市)	202

表-5 耐震診断結果の安全性評価区分別件数（2018.11.30時点）

安全性評価区分公表件数					(参考) 耐震診断結果公表件数総計
	I	II	III	工事中	
4,949 (100%)	366 (7%)	277 (6%)	4,250 (86%)	56 (1%)	10,470

注：所管行政庁の公表データより筆者作成。時点は行政庁ごとに異なるが、2018/11/30時点の公表数値を集計した。安全性評価区分が公表されている103行政庁の所管分のみの内訳を示している。

(2) 耐震診断義務付け建築物の件数と安全性評価区分別内訳

耐震診断結果が公表されている建築物は287所管行政庁の合計で10,470件であった。そのうち、内訳を公表している103所管行政庁の分4,949件についての安全性評価区分別内訳は表-5のとおりであり、区分I（地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い）は7%であった。

5. 安全性評価区分Iの物件の分析

(1) 安全性I物件データベース

基本方針では、多数の者が利用する建築物の耐震化率を2020年までに少なくとも95%にすること、及び2025年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消すること、が耐震化の目標とされている¹²⁾。したがって、全国のI及びIIの建築物を解消することが最終的な目標となる。

しかし、本稿では、試行的に分析を行うため、データベースの対象を、関東（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、東海（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）、近畿（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）の1都2府14県における要緊急安全確認大規模建築物とした。これらの都府県は、建築基準法施行令第88条第1項のZ、いわゆる地域係数、が1.0とされている。

また、安全性評価区分I又はIIの建築物は耐震性が不十分と考えられるが、ここでは、分析対象とする建築物を「危険性が高い」安全性評価区分Iのものに限った。データベースには、2018年11月30日時点で収集したインターネット上の公表資料から、安全性評価区分Iと記載のもの及び筆者がIと判別したものを収録した。

(2) 安全性評価区分Iの建築物の残存状況

対象17都府県の耐震診断結果公表建築物数は6,955件、そのうち安全性評価区分Iの建築物は459件であった。安全性評価区分Iの割合は6.6%であり、全国の耐震診断結果公表建築物のうち安全性評価区分Iの割合7%とほぼ同程度であった。ただし、国土交通省が2018年4月に全国について公表した約9%と比べるとやや低かった。

所管行政庁ごとの状況を都府県別に合計して比較すると表-6及び図-6のとおりばらつきが大きく、安全性評価区分Iの割合が最も低かったのは東京都の2.7%、最も高かったのは京都府の21.0%であった。

表-6 都府県別の耐震診断結果公表建築物数と安全性評価区分Ⅰの建築物割合

	建築物数 ^{注)}	安全性Ⅰ (割合)
県別計	6,955	459 (6.6%)
08 茨城県計	187	9 (4.8%)
09 栃木県計	173	13 (7.5%)
10 群馬県計	152	18 (11.8%)
11 埼玉県計	797	36 (4.5%)
12 千葉県計	564	27 (4.8%)
13 東京都計	1041	28 (2.7%)
14 神奈川県計	986	49 (5.0%)
21 岐阜県計	118	16 (13.6%)
22 静岡県計	300	23 (7.7%)
23 愛知県計	477	28 (5.9%)
24 三重県計	98	10 (10.2%)
25 滋賀県計	163	10 (6.1%)
26 京都府計	181	38 (21.0%)
27 大阪府計	817	76 (9.3%)
28 兵庫県計	618	51 (8.3%)
29 奈良県計	184	21 (11.4%)
30 和歌山県計	99	6 (6.1%)
標準偏差		(4.4%)

注) 都府県内の所管行政庁の合計

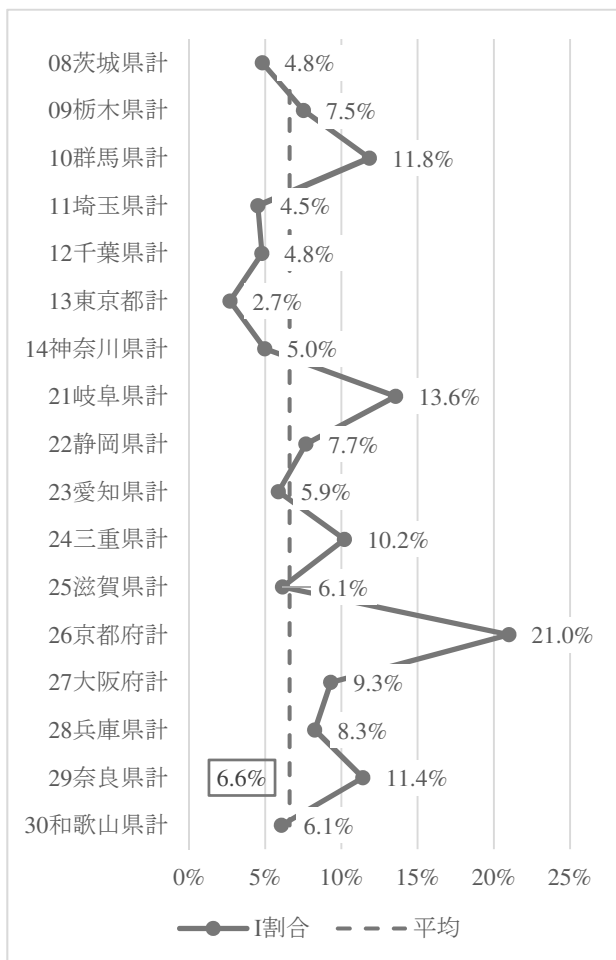


図-6 都府県別安全性評価区分Ⅰの割合（関東・東海・近畿）

(3) 耐震改修等の予定の概要

耐震改修等の予定は、関東・東海・近畿の合計では、表-7のとおりであり、「なし／未定／検討中」が45%と半数弱であった。何らかの計画がある中では、時期未定（「耐震改修（時期未定）」と「建替・除却（時期未定）」の合計）が17%、時期既定（「耐震改修」と「建替・除却」の合計）が38%であった。前述のとおり、基本方針では、2025年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消することが目標とされており、耐震診断結果の公表情報は、目標達成のためにはさらなる対応が必要であることを示している。

時期未定と時期既定の合計で耐震改修と建替・除却を比べると、耐震改修が32%、建替・除却が23%と耐震改修が多かった。「計画あり」（時期未定と時期既定の合計）の中での割合としては、耐震改修が58%となる。なお、実施時期を定めた計画がある物件（「耐震改修」と「建替・除却」の合計。本稿では「具体計画あり」という。以下同じ。）だけを見ても耐震改修は56%でほぼ変わらなかった。基本方針では、「多数の者が利用する建築物の耐震化は少なくとも約四万棟（うち耐震改修は約三万棟）とする必要があり」とされており¹³⁾、耐震化の75%は耐震改修と見込んでいるが、耐震診断結果の公表に記載された「耐震改修等の予定」は、見込とは異なっていることがわかった。

表-7 耐震改修等の予定（関東・東海・近畿－安全性Ⅰ）

	建築物数 (件)	(%)
耐震改修等予定計	459	(100%)
1 なし／未定／検討中	206	(45%)
2 耐震改修（時期未定）	49	(11%)
3 建替・除却（時期未定）	30	(7%)
4 耐震改修	98	(21%)
5 建替・除却	76	(17%)
（再掲）		
耐震改修等予定計	459	(100%)
なし／未定／検討中	206	(45%)
計画あり（時期未定）	79	(17%)
計画あり（時期既定）	174	(38%)
（再掲）		
耐震改修等予定計	459	(100%)
なし／未定／検討中	206	(45%)
耐震改修	147	(32%)
建替・除却	106	(23%)

「具体計画あり」の物件の「耐震改修等の実施時期」の記述ぶりは、着工時期を書いたもの、完了時期を書いたものなど様々であるが、記載された年の分布は、図-7のとおりであった。ここでは、着工と完了と両方記載されているものについては完了年を取り、補強設計実施中のものについては仮に2020年と置いた。「具体計画あり」の物件については、2020年までに77%、2025年までに98%が着工、あるいは完了する予定であることがわかった。

なお、技術的助言に「耐震診断の結果を報告した建築物について、耐震診断の結果の公表後に耐震改修、建替え等が実施された場合など、報告の内容の変更の申し出があった場合には、速やかに公表内容への付記又は更新がなされるよう配慮されたい。」とあり¹⁴⁾、耐震化が進むにつれて、耐震改修の場合はⅠ（又はⅡ）からⅢへの評価替え、建替・除却の場合は削除という形で順次公表内容が更新されるべきところであるが、2018年11月30日時点で収集した情報において、実施時期2017年以前が13%、2018年が20%あることから、耐震診断結果情報の更新は必ずしも速やかに行われていないことが伺われる。

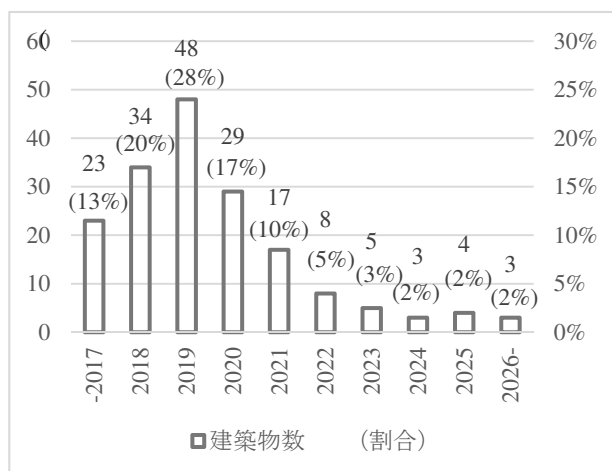


図-7 耐震改修等の予定時期（関東・東海・近畿—安全性Ⅰ-具体計画あり（174件））

(4) 県別耐震改修等の予定

耐震改修等の予定を都府県別に合計して比較してみると表-8及び図-8のとおりであり、都府県により相当のばらつきが見られた。「なし/未定/検討中」（平均45%）が多かったのは、東京都（75%）、京都府（68%）、大阪府（63%）で、逆に「具体計画あり」（平均38%）が多かったのは、茨城県（78%）、和歌山県（67%）、静岡県（60%）であった。具体計画の有無の比率が都府県によって異なるかについてカイ2乗検定を行ったところ、表-9のとおり、5%で有意との結果であった。ただし、一部の県ではデータが少なく、期待度数が5未満となるセルがあった。一般的に期待度数（観察度数ではない）が5未満になるようなセルがあることは好ましくないと考えられている¹⁵⁾ので、注意が必要である。

東京都へのヒアリング¹⁶⁾によると、耐震改修等の予定については、出来るだけ確実に実施してもらいたいとの趣旨で、実施時期未定のは予定を記載しないよう指導したとのことであり、「耐震改修（時期未定）」か「建替・除却（時期未定）」となっていたであろうものが指導により「なし/未定/検討中」になったケースがあったと考えられる。京都府の安全性評価区分Ⅰの物件38件のうち27件を占め、そのうち19件（70%）が「なし/未定/検討中」である京都市も、同様の指導を行ったとのこと¹⁷⁾で、京都府合計でも時期未定は0件となっている。

表-8 県別耐震改修等の予定（関東・東海・近畿－安全性 I）

	耐震改修等予定計	1 なし／未定／検討中	2 耐震改修（時期未定）	3 建替・除却（時期未定）	4 耐震改修	5 建替・除却
県別計	459	206	49	30	98	76
08 茨城県計	9	1	0	1	1	6
09 栃木県計	13	4	4	0	3	2
10 群馬県計	18	6	4	0	8	0
11 埼玉県計	36	15	2	3	7	9
12 千葉県計	27	13	6	5	1	2
13 東京都計	28	21	0	0	4	3
14 神奈川県計	49	11	11	5	13	9
21 岐阜県計	16	9	2	2	0	3
22 静岡県計	23	8	0	1	10	4
23 愛知県計	28	7	7	4	6	4
24 三重県計	10	4	2	1	3	0
25 滋賀県計	10	2	3	1	3	1
26 京都府計	38	26	0	0	8	4
27 大阪府計	76	48	1	0	14	13
28 兵庫県計	51	25	2	3	13	8
29 奈良県計	21	5	5	3	3	5
30 和歌山県計	6	1	0	1	1	3

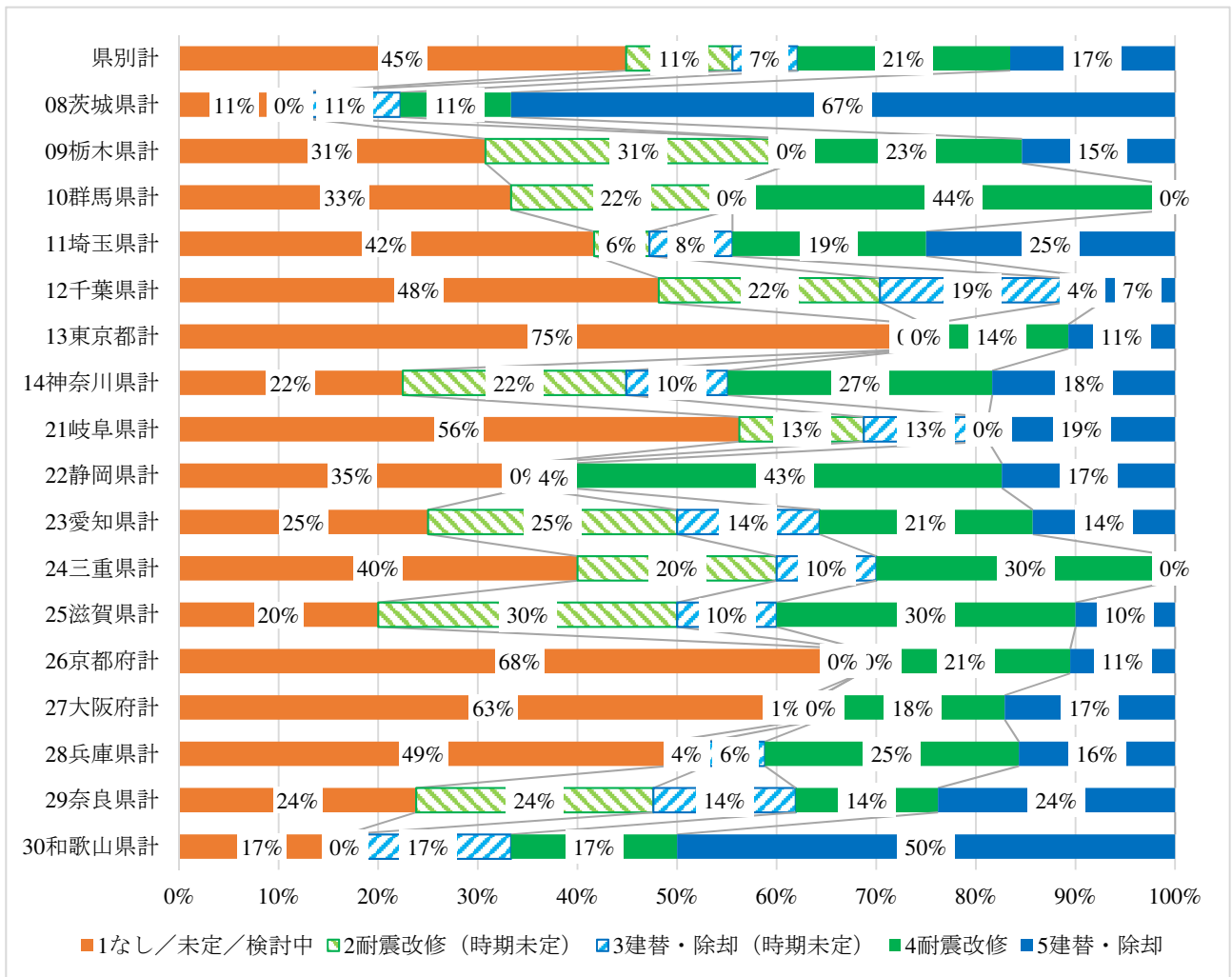


図-8 県別耐震改修等の予定（関東・東海・近畿－安全性 I）

表-9 県別耐震改修等の予定（関東・東海・近畿－安全性Ⅰ）のカイ2乗検定

	観測度数			期待度数			カイ2乗値（期待度数と観測度数のずれ）	
	耐震改修等予定計	具体計画なし	具体計画あり	耐震改修等予定計	具体計画なし	具体計画あり	具体計画なし	具体計画あり
県別計	459	285	174	459.0	285.0	174.0		
08 茨城県計	9	2	7	9.0	5.6	3.4	2.30	3.77
09 栃木県計	13	8	5	13.0	8.1	4.9	0.00	0.00
10 群馬県計	18	10	8	18.0	11.2	6.8	0.12	0.20
11 埼玉県計	36	20	16	36.0	22.4	13.6	0.25	0.41
12 千葉県計	27	24	3	27.0	16.8	10.2	3.12	5.11
13 東京都計	28	21	7	28.0	17.4	10.6	0.75	1.23
14 神奈川県計	49	27	22	49.0	30.4	18.6	0.39	0.63
21 岐阜県計	16	13	3	16.0	9.9	6.1	0.95	1.55
22 静岡県計	23	9	14	23.0	14.3	8.7	1.95	3.20
23 愛知県計	28	18	10	28.0	17.4	10.6	0.02	0.04
24 三重県計	10	7	3	10.0	6.2	3.8	0.10	0.16
25 滋賀県計	10	6	4	10.0	6.2	3.8	0.01	0.01
26 京都府計	38	26	12	38.0	23.6	14.4	0.25	0.40
27 大阪府計	76	49	27	76.0	47.2	28.8	0.07	0.11
28 兵庫県計	51	30	21	51.0	31.7	19.3	0.09	0.14
29 奈良県計	21	13	8	21.0	13.0	8.0	0.00	0.00
30 和歌山県計	6	2	4	6.0	3.7	2.3	0.80	1.31
カイ2乗値	29.45							
カイ2乗値（5%, 自由度16）	26.30							
p値（自由度16）	0.021048282							

注)「具体計画なし」は「1 なし/未定/検討中」「2 耐震改修（時期未定）」「3 建替・除却（時期未定）」の合計,「具体計画あり」は「4 耐震改修」「5 建替・除却」の合計.

(5) 用途別耐震改修等の予定

耐震改修等の予定を用途区分別に合計して比較した。比較の結果は表-10 及び図-9 のとおりであり、用途により相当のばらつきが見られた。「具体計画あり」を取ると、平均では38%のところ、「5 学校、幼稚園」（64%）と「6 庁舎」（54%）では5割以上であったのに対し、「3 百貨店等」では20%であった。具体計画の有無の比率が用途区分によって異なるかについてカイ2乗検定を行ったところ、表-11 のとおり、1%で有意との結果であった。

また、耐震改修等の予定の内容が耐震改修か建替・除却かを見ると、図-10 のとおり、庁舎（63%）と病院（53%）では建替・除却（平均は23%）が多く、ホテル（57%）と工場・車庫等（50%）では耐震改修（平均は32%）が多かった。なし/未定/検討中、耐震改修及び建替・除却の比率が用途区分によって異なるかについてカイ2乗検定を行ったところ、1%で有意との結果であった。

表-10 用途別耐震改修等の予定（関東・東海・近畿－安全性Ⅰ）

	耐震改修等予定計	1 なし/未定/検討中	2 耐震改修（時期未定）	3 建替・除却（時期未定）	4 耐震改修	5 建替・除却
用途計	459	206	49	30	98	76
1 病院	66	27	1	9	3	26
2 体育館、集会場	51	26	3	1	12	9
3 百貨店等	116	74	15	4	17	6
4 ホテル	79	27	13	7	32	0
5 学校、幼稚園	28	6	3	1	6	12
6 庁舎	43	12	1	7	3	20
7 工場、車庫等	76	34	13	1	25	3

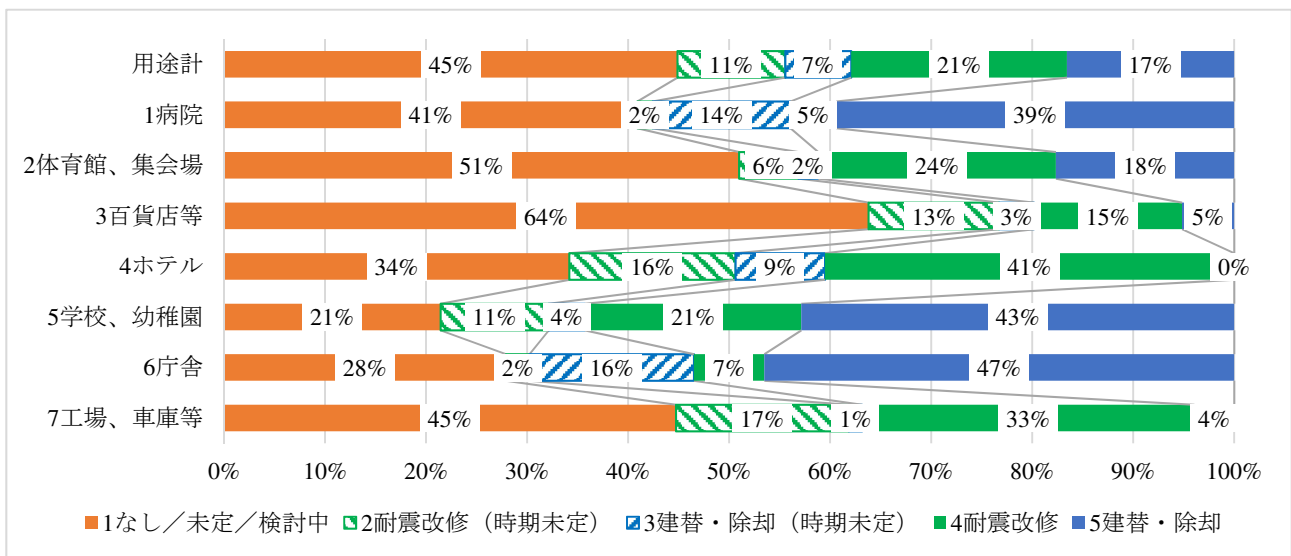


図-9 用途別耐震改修等の予定（関東・東海・近畿－安全性 I）

表-11 用途別耐震改修等の予定（関東・東海・近畿－安全性 I）のカイ 2 乗検定

【観測度数】	観測度数			期待度数			カイ 2 乗値（期待度数と観測度数のずれ）	
	耐震改修等予定計	具体計画なし	具体計画あり	耐震改修等予定計	具体計画なし	具体計画あり	具体計画なし	具体計画あり
用途計	459	285	174	459.0	285.0	174.0		
1 病院	66	37	29	66.0	41.0	25.0	0.39	0.63
2 体育館、集会場	51	30	21	51.0	31.7	19.3	0.09	0.14
3 百貨店等	116	93	23	116.0	72.0	44.0	6.11	10.00
4 ホテル	79	47	32	79.0	49.1	29.9	0.09	0.14
5 学校、幼稚園	28	10	18	28.0	17.4	10.6	3.14	5.14
6 庁舎	43	20	23	43.0	26.7	16.3	1.68	2.75
7 工場、車庫等	76	48	28	76.0	47.2	28.8	0.01	0.02
カイ 2 乗値	30.34							
カイ 2 乗値（5%, 自由度 6）	12.59							
p 値（自由度 6）	3.39196E-05							

注)「具体計画なし」は「1なし/未定/検討中」「2耐震改修(時期未定)」「3建替・除却(時期未定)」の合計、「具体計画あり」は「4耐震改修」「5建替・除却」の合計。

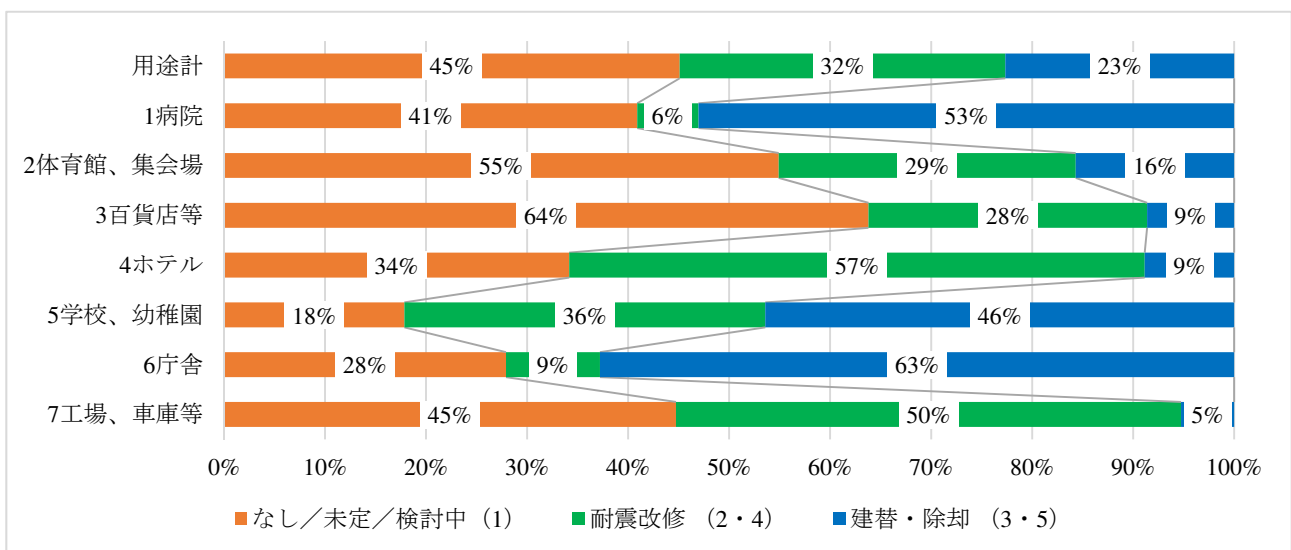


図-10 用途別耐震改修等の予定（関東・東海・近畿－安全性 I－耐震改修と建替・除却の比較）

(6) 補助制度の有無別耐震改修等の予定

耐震改修等の予定を建築物所在市区町村における非住宅建築物の耐震改修に係る補助制度の有無別に合計して比較してみると表-12 及び図-11 のとおりであり、補助制度あり（39%）のほうが補助制度なし（35%）に比べて具体計画ありが多かった。ただし、具体計画の有無の比率が補助制度の有無によって異なるかについてカイ 2 乗検定を行ったところ、統計的に有意とはならなかった。

ここでは、国土交通省発表資料において、各物件の所在市区町村が平成 30 年 4 月 1 日現在で非住宅建築物の耐震改修に係る補助制度を整備済みであることを「補助制度あり」、そうでないものを「補助制度なし」とした。しかし、国交省発表資料でも「補助が受けられる市区町村数については、一部の住宅・建築物のみが補助対象となっているものを含めて計上

しております。」¹⁸⁾とされているように、耐震改修に係る補助制度は地方公共団体ごとに異なり、必ずしも要緊急安全確認大規模建築物のすべてが補助対象になるとは限らない。例えば、東京都では、要緊急安全確認大規模建築物全般に対する補助制度はなく、要安全確認計画記載建築物に相当する特定緊急輸送道路沿道建築物に対する補助制度や、学校、病院など特定の用途を対象とする補助制度が用意されている¹⁹⁾。また、京都市の補助制度では、補助対象を耐震診断義務化大規模建築物のうち災害時における帰宅困難者の一時滞在施設として協定を締結しているものなどに限定している²⁰⁾。したがって、ここでの分析は、本当に個々の対象建築物に対する補助制度があるかないかを確認できていないわけではないことに注意が必要である。

表-12 補助制度の有無別耐震改修等の予定（関東・東海・近畿－安全性 I）

	耐震改修等予定計	1 なし／未定／検討中	2 耐震改修（時期未定）	3 建替・除却（時期未定）	4 耐震改修	5 建替・除却
補助制度区分計	459	206	49	30	98	76
あり	309	146	26	16	72	49
なし	150	60	23	14	26	27

注) 「補助制度の有無」は、H30.10.2 国土交通省記者発表資料の参考 4 での非住宅建築物の耐震改修に係る補助制度の有無（H30.4.1 現在）

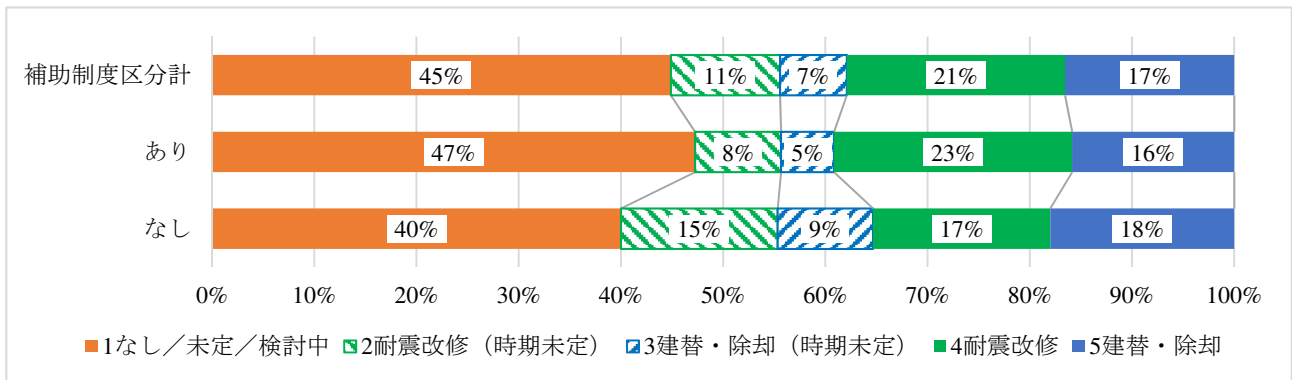


図-11 補助制度の有無別耐震改修等の予定（関東・東海・近畿－安全性 I）

(7) 個別の安全性評価公表区分別耐震改修等の予定

耐震改修等の予定を、所管行政庁が個別物件の安全性評価区分を公表しているか否かに分けて比較してみると表-13 及び図-12 のとおりであり、個別の安全性評価公表（38%）のほうが個別の安全性評価非公

表（35%）に比べて具体計画ありがやや多かった。ただし、具体計画の有無の比率が個別の安全性評価の公表／非公表によって異なるかについてカイ 2 乗検定を行ったところ、統計的に有意とはならなかった。

表-13 個別の安全性評価公表区分別耐震改修等の予定（関東・東海・近畿－安全性 I）

	耐震改修等 予定計	1 なし／未定 ／検討中	2 耐震改修 (時期未定)	3 建替・除却 (時期未定)	4 耐震改修	5 建替・除却
公表区分計	459	206	49	30	98	76
個別の安全性評価公表	51	28	2	1	13	7
個別の安全性評価非公表	408	178	47	29	85	69

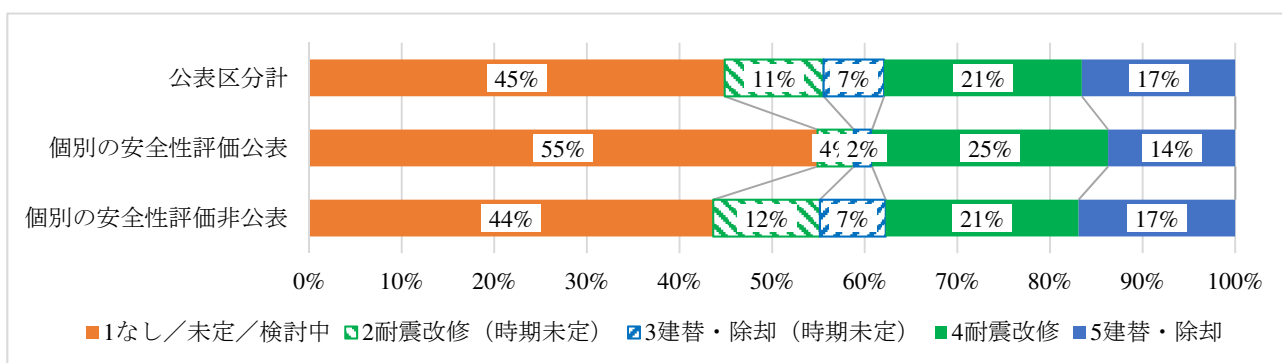


図-12 個別の安全性評価公表区分別耐震改修等の予定（関東・東海・近畿－安全性 I）

6. まとめと今後の課題

(1) まとめ

本稿では、まず、耐震改修促進法の改正によって耐震診断が義務付けられた建築物のうち、要緊急安全確認大規模建築物について、対象である 305 の所管行政庁がインターネット上で公表している情報を収集し、公表状況を整理した。耐震診断結果を公表している所管行政庁は 287 で、そのうち 103 の所管行政庁では安全性評価区分ごとの建築物数のわかる情報を公表していた。公表建築物総数 10,470 件のうち、103 所管行政庁の所管分は 4,949 件で、このうち安全性評価区分 I に該当するものは 7%であった。

次に、関東、東海、近畿の 1 都 2 府 14 県内の所管行政庁を対象に、収集した情報から安全性評価区分 I の物件をリストアップしてデータベースを作成し、分析を行った。分析対象 6,955 件のうち、安全性評価区分 I の建築物は 459 件、割合は 6.6%であったが、これを県ごとの合計で見ると、東京都の 2.7%から京都府の 21.0%まで大きなばらつきが見られた。

耐震改修等の予定のうち「なし／未定／検討中」

は 45%、計画あり（時期未定）は 17%、具体計画ありが 38%であり、2025 年までに耐震性の不十分な耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消するという基本方針の目標を達成するためには、さらなる対応が必要であることが示された。計画あり（時期未定と時期既定の合計）の中では耐震改修が 58%であった。耐震改修等の予定の時期の記載があるもののうち 77%は 2020 年までに、98%は 2025 年までに実施予定であった。

耐震改修等の予定を県別に比較すると、東京都、京都府、大阪府では「なし／未定／検討中」が 6 割以上、茨城県、和歌山県、静岡県では「具体計画あり」が 6 割以上など相当のばらつきが見られた。

耐震改修等の予定を用途別に比較すると、「具体計画あり」は「5 学校、幼稚園」の 64%、「6 庁舎」の 54%に対して、「3 百貨店等」では 20%であった。方針が決まっている場合に耐震改修か建替・除却かを見ると、庁舎と病院では建替・除却が多く、ホテルと工場・車庫等では耐震改修が多かった。

耐震改修等の予定を非住宅建築物の耐震改修に係る補助制度の有無別、及び、個別物件の安全性評価

区分の公表／非公表別に比較したが、統計的に有意な結果は得られなかった。

以上のように、安全性評価区分Ⅰとされた建築物の耐震改修等の予定を見ると、具体計画ありは4割弱に過ぎないこと、県ごと、用途ごとに相当の違いがあることが明らかとなった。今後、耐震化の目標達成に向けて、データを踏まえた取組みが必要である。

(2) 今後の課題

本稿では、関東、東海、近畿における安全性評価区分Ⅰの建築物に限って試行的に分析を行った。安全性評価区分Ⅱの建築物も耐震性は不十分であるので、今後、これらも含めるとともに、今回対象とできなかった地方も含めて分析を行うことが望ましい。また、補助制度の効果を見るためには、所在市区町村に非住宅建築物の耐震改修に係る何らかの補助制度があるかどうかだけでなく、個々の物件に適用される補助制度があるかを確認することが望ましい。

付録 1：「要緊急安全確認大規模建築物」の耐震診断結果の公表状況

編集日：2019/3/15／情報収集日：2018/11/30 時点

県コード	所管行政庁 ^{注1)}	安全性公表区分 ^{注2)}	建築物数	安全性 ^{注3)}					時点 ^{注7)}	備考
				I	II	III	工事中・診断中	計		
合計			10,470	(7%) 366	(6%) 277	(86%) 4,250	(1%) 56	(100%) 4,949		所管行政庁数=305 公表済み行政庁数=287
01	北海道	C	292	38	16	234	4	292	2018/10/4	注6)
	札幌市	C	202	37	18	145	2	202	2018/9/10	注6)
	函館市	C	44	5	8	25	6	44	2018/3/12	注6)
	旭川市	C	36	13	5	18	0	36	2017/10/24	注6)
	小樽市	C	22	9	2	11	0	22	2017/10/24	注6)
	釧路市	C	29	0	2	27	0	29	2017/10/24	注6)
	苫小牧市	C	20	4	3	13	0	20	2018/5/29	注6)
	室蘭市	C	12	4	0	8	0	12	2018/10/23	注6)
	帯広市	C	22	0	2	18	2	22	2018/7/31	注6)
	北見市	C	12	0	2	10	0	12	2018/4/2	注6)
	江別市	C	17	2	0	15	0	17	2017/10/24	注6)
02	青森県		16						2016/12/14	
	青森市		21						2018/8/31	
	八戸市		21						2017/12/5	
	弘前市		12						2017/12/1	
03	岩手県		62						2017/9/1 ^{注7)}	
	盛岡市		46						2018/9/18	
04	宮城県		96						2018/7/26	
	仙台市		117						2018/1/30	
	塩竈市		8						2017/3/14	
	石巻市	C	25	0	0	25	0	25	2017/3/14	
	大崎市		15						2017/3/14	
05	秋田県		29						2017/11/6	
	秋田市		27						2018/2/1	
	横手市		1						2017/1/26	
06	山形県		39						2017/6/12	
	山形市	C	31	4	3	24	0	31	2018/9/13	
07	福島県	C	38	5	9	24	0	38	2018/9/30	注6)
	いわき市	C	20	1	3	16	0	20	2018/4/10	
	郡山市	C	32	5	3	23	1	32	2018/9/30	
	福島市	C	23	5	6	12	0	23	2018/9/30	
08	茨城県	C	77	6	3	68	0	77	2018/11/2	
	水戸市		26						2018/7/23	
	日立市	C	25	0	3	22	0	25	2017/12/7	注6). 現行基準未滿(I or II)3件と公表. 便宜上本表ではII3件とする.
	土浦市		15						2018/10/5	
	古河市		6						2018/3/8	
	北茨城市	B	1			1		1	2017/1/16	
	取手市		10						2018/6/8	
	ひたちなか市		7						2017/3/9	
	つくば市		17						2018/8/6	

	高萩市		2						(2018/11/21 アクセス)	
09	栃木県	C	36	3	1	31	1	36	2018/8/30	
	宇都宮市	C	54	2	1	50	1	54	2018/9/27	
	足利市	C	13	1	1	11	0	13	2018/4/1	
	小山市	C	13	1	1	11	0	13	2017/4/1	
	鹿沼市	C	7	2	0	4	1	7	2018/7/20	
	栃木市	C	16	0	0	16	0	16	2017/1/16	
	佐野市	C	11	0	1	10	0	11	2017/1/16	
	那須塩原市	C	6	2	0	3	1	6	2018/9/10	
	日光市	C	16	2	2	12	0	16	2018/9/30	
	大田原市	C	1	0	0	1	0	1	2017/1/16	
10	群馬県	C	70	12	5	52	1	70	2018/3/31	注 6)
	前橋市		9						2017/1/16	
	高崎市		12						2018/2/1	
	太田市		13						2017/1/27	
	伊勢崎市	C	22	1	0	21	0	22	2017/1/16	
	館林市	C	8	0	1	7	0	8	2018/10/31	
	桐生市	C	18	1	1	16	0	18	2017/1/16	
11	埼玉県	C	337	15	6	315	1	337	2018/10/24	
	川口市	C	72	8	4	60	1	73	2017/3/27	sum が合わない.
	川越市	C	51	2	0	48	1	51	2018/3/9	
	所沢市	C	22	0	0	21	1	22	2018/5/25	
	越谷市	C	26	1	0	25	0	26	2017/4/7	
	さいたま市	C	142	6	5	130	1	142	2017/9/19	
	草加市		20						2018/1/11	
	上尾市	C	31	0	0	31	0	31	2017/9/19	
	熊谷市		13						2018/3/30	
	新座市		28						2017/3/27	
	春日部市	C	29	2	0	27	0	29	2018/6/20	
	狭山市	C	18	0	0	18	0	18	2017/3/27	
	久喜市	C	8	0	0	8	0	8	2017/3/27	
12	千葉県	C	134	7	15	111	1	134	2018/7/9	
	千葉市		71						2018/8/7	
	市川市	C	52	3	6	43	0	52	2018/10/22	
	船橋市	C	101	6	2	93	0	101	2017/3/29	
	松戸市	C	53	3	3	47	0	53	2017/3/29	
	市原市	C	16	0	1	15	0	16	2017/3/29	
	柏市	C	31	2	1	27	1	31	2017/3/29	
	佐倉市	C	7	0	1	6	0	7	2017/8/23	
	八千代市	C	30	3	0	26	1	30	2018/3/28	
	我孫子市	C	16	0	0	16	0	16	2017/3/29	
	浦安市		14						2017/3/28	
	習志野市	C	27	0	1	26	0	27	2017/3/29	
	木更津市	B	5	0	0	5	0	5	2018/10/1	
	流山市		7					0	2018/3/23	2017/4/1 限特→一般
13	東京都	A	398	15	26	349	8	398	2018/10/26	
	千代田区									
	中央区									
	港区	B	18	0	1	17	0	18	2018/3/29	
	新宿区	B	43	3	3	36	1	43	2018/3/29	

	文京区									
	台東区									
	墨田区									
	江東区	B	49	1	0	48	0	49	2018/11/5	
	品川区	B	34	0	0	33	1	34	2018/5/31	
	目黒区									
	大田区									
	世田谷区		73						2018/5/25	
	渋谷区									
	中野区									
	杉並区									
	豊島区									
	北区									
	荒川区									
	板橋区		73						2018/7/30	
	練馬区	B	89	0	0	89	0	89	2018/4/1	
	足立区									
	葛飾区									
	江戸川区									
	八王子市		78						2018/3/29	
	町田市		17						2018/3/29	
	調布市 ^{注4)}								2018/3/29	窓口で閲覧可との記述あり
	府中市		32						2018/3/29	
	日野市	B	9	0	0	9	0	9	2018/3/29	
	三鷹市	B	18	0	0	18	0	18	2018/3/29	
	武蔵野市	B	33	1	4	28	0	33	2018/4/20	
	立川市	B	37	0	2	35	0	37	2018/3/29	
	国分寺市		15						2018/3/29	
	西東京市		25						2018/3/29	2017/4/1 新規設置
14	神奈川県	C	108	6	3	98	1	108	2018/6/7	
	横浜市	C	474						2018/11/28	17/3/17 時点の総括表あり
	川崎市	C	105						2018/3/1	17/3/17 時点の総括表あり
	横須賀市		24						2018/5/29	
	藤沢市		47						2017/3/17	
	相模原市		40						2018/4/1	
	平塚市		36						2018/4/1	
	鎌倉市	C	33	1	2	30	0	33	2017/6/15	
	厚木市		26						2018/4/1	
	小田原市		32						2017/3/17	
	秦野市		14						2018/8/9	
	茅ヶ崎市		24						2018/11/15	
	大和市		23						(2018/11/27 アクセス)	
15	新潟県	C	44	5	5	35	0	45	2018/5/16	個別一覧表で数えると合計 44 施設で数が合わない。
	新潟市	C	32	3	4	24	1	32	2018/5/25	
	長岡市	C	10	1	0	9	0	10	2018/11/20	
	上越市	C	5	2	0	3	0	5	2017/1/31	
	柏崎市		6						2017/1/31	
	三条市		3						2017/10/1	
	新発田市		1						2018/3/29	

16	富山県		27						2018/5/1	
	富山市		17						2018/11/8	
	高岡市		3						2017/2/10	
17	石川県		9						2018/4/1	2017/2/8 時点で記載していたホテル・旅館等の結果が削除
	金沢市		32						2017/2/8	日付は別の HP の記載から推定.
	七尾市		2						2018/4/2	
	小松市	C	5	0	1	4	0	5	2018/11/30	
	加賀市		10						2018/7/1	2018/4/1 限特→一般
	白山市		6						(2018/11/27 アクセス)	
	野々市市		2						2017/2/8	
18	福井県		21						2018/4/17	
	福井市		13						2018/3/30	
19	山梨県	C	21	0	0	21	0	21	2016/11/15	
	甲府市	C	3	0	0	2	1	3	2016/11/17	
20	長野県	C	47						2018/8/8	2017/2/9 時点の総括表あり
	長野市		25						2017/8/17	
	上田市	C	8	1	2	5	0	8	2018/10/24	
	松本市		14						2018/6/13	
21	岐阜県		59						2017/3/28	
	岐阜市		34						2017/3/28	
	各務原市		8						2017/3/27	
	大垣市	B	17	4	2	11	0	17	2017/3/28	
22	静岡県	A	108	14	5	86	3	108	2018/6/8	
	浜松市	B	65	3	1	61	0	65	2018/10/1	注7)
	静岡市	B	71	4	1	66	0	71	2018/5/24	
	沼津市	B	17	2	2	13	0	17	2017/1/1	注7)
	富士宮市	A	3	0	0	3	0	3	2017/1/6	
	焼津市	A	7	0	1	6	0	7	2017/1/6	
	富士市	B	29	0	0	29	0	29	(2018/11/29 アクセス)	
23	愛知県		211						2018/10/31	
	名古屋市		192						2018/10/23	
	豊橋市		16						(2018/11/29 アクセス)	
	岡崎市		15						2017/3/28	
	豊田市		25						2017/3/28	
	春日井市		3						2018/8/31	
	一宮市		15						2017/3/28	
24	三重県		44						2017/12/8	
	四日市市		14						2018/8/10	
	津市	B	15	1	0	14	0	15	2018/9/4	
	鈴鹿市		13						(2018/11/29 アクセス)	
	桑名市		1						2018/4/23	
	松阪市		11						2017/1/1	
25	滋賀県		50						2018/10/2	
	大津市		48						2018/8/27	
	草津市		16						2018/3/31	

	彦根市		7						2017/6/26	
	近江八幡市		7						2017/3/31	
	守山市		7						2018/1/9	
	長浜市		13						2017/3/31	
	東近江市		15						2017/3/31	
26	京都府		63						2018/5/8	
	京都市		111						2018/9/28	
	宇治市		7						2017/3/28	
27	大阪府	C	167	6	5	156	0	167	2018/10/4	
	大阪市		205						2018/11/9	
	豊中市		24						2018/3/28	
	堺市		112						2017/3/29	
	東大阪市	B	11	1	3	7	0	11	2018/3/29	
	吹田市		59						2018/3/29	
	高槻市	C	60	4	2	54	0	60	2018/3/29	
	枚方市		18						2017/3/29	
	八尾市		24						2017/3/1	
	茨木市		49						2018/8/10	
	守口市		6						(2018/11/29 アクセス)	
	寝屋川市		26						2017/3/29	
	岸和田市		1						2017/3/29	
	門真市		20						2017/3/29	
	箕面市		21						2018/6/14	
	池田市 ^{注5)}								(2018/11/29 アクセス)	HP 上の公開取りやめ。現 状は池田・府合同庁舎 6 階 都市建設部 審査指導課窓 口にて閲覧可能と記載あ り。
	和泉市		8						(2018/11/29 アクセス)	
	羽曳野市		6						2017/3/29	
28	兵庫県	C	129	14	5	110	0	129	2018/9/1	
	神戸市	C	150	16	15	117	2	150	2018/10/5	
	尼崎市		44						2018/4/2	
	西宮市	C	44	3	2	38	1	44	2018/4/25	
	姫路市	C	81	4	0	76	1	81	2018/8/10	
	明石市	A	39	2	1	36	0	39	2017/3/29	
	加古川市	C	22	0	2	20	0	22	2018/3/5	
	伊丹市		28						2018/1/17	
	川西市	C	22	2	0	19	1	22	2018/5/2	
	宝塚市	C	31	1	0	29	1	31	2017/3/29	
	三田市	C	5	0	0	4	1	5	2017/3/29	
	芦屋市	C	8	0	0	8	0	8	2017/3/29	
	高砂市	C	15	3	0	12	1	16	2017/3/29	sum が合わない。
29	奈良県		97						2018/11/22	
	奈良市		52						2017/3/24	
	橿原市		21						2017/3/24	
	生駒市		14						2017/3/24	
30	和歌山県		50						2018/10/9	
	和歌山市		49						2018/10/9	
31	鳥取県		2						2017/5/15	

	鳥取市		11						2017/2/3	
	米子市		8						2017/5/29	
	倉吉市		0							該当物件なし（鳥取県のサイトによる）
32	島根県		17						2017/4/17	
	松江市		18						2017/8/22	
	出雲市		7						2017/1/19	
33	岡山県		22						2018/8/8	
	岡山市		50						2018/5/1	
	倉敷市		29						2018/6/1	
	津山市		13						(2018/11/30 アクセス)	
	玉野市		1						2017/3/24	
	総社市		5						2017/3/22	
	新見市		0							対象物件なし（岡山県のサイトによる）
	笠岡市		1						2017/3/22	
34	広島県		44						2018/3/31	
	広島市	C	147	20	7	117	3	147	2018/6/7	
	福山市		36						2018/11/9	
	呉市		6						2018/4/2	
	尾道市		14						2017/4/1	
	三原市		5						2017/12/25	
	東広島市		16						2017/8/1	
	廿日市市		3						2017/8/21	
35	山口県		17						2018/4/1	
	下関市		29						2018/10/24	
	山口市		10						2017/3/24	
	宇部市		16						2017/3/24	
	周南市		12						2017/3/24	
	防府市		2						2017/3/24	
	萩市		3						2018/10/30	
	岩国市		17						2018/4/1	2018/4/1 限特→一般
36	徳島県		20						2017/9/1	
	徳島市		12						2017/9/1	
37	香川県		19						2018/5/31	
	高松市		30						2018/11/26	
38	愛媛県		37						2017/9/1	
	松山市		55						2018/10/17	HP で公表している対象施設数は 56 だが個別一覧表を数えると 55.
	今治市		21						2018/11/30	
	新居浜市		21						2016/10/31	
	西条市		7						2017/4/1	
39	高知県		26						2018/3/31	
	高知市		34						2017/1/20	
40	福岡県		207						2018/4/1	
	北九州市		82						2018/5/14	
	福岡市	C	207		23	183	1	207	2018/5/18	HP 上で対象建築物の評価概要を記載. 内訳が I と II の区別未公表. 便宜上本表では II 23 件とする.

	久留米市		11					2018/5/1	
	大牟田市		2					2017/3/29	
41	佐賀県		32					2018/9/28	
	佐賀市		9					2018/10/9	
42	長崎県		62					2017/11/1	
	佐世保市		11					2018/3/13	
	長崎市		51					2018/5/10	
43	熊本県		20					2018/11/13	
	熊本市		31					2018/9/20	
	八代市		4					2017/12/4	
	天草市		1					2016/11/25	
44	大分県		8					2018/11/12	
	大分市		18					2018/10/25	
	宇佐市		3					2016/12/26	
	佐伯市		4					(2018/11/30 アクセス)	
	中津市		5					2016/12/26	
	日田市		2					2018/10/16	
	別府市		18					2018/7/1	
45	宮崎県		6					2017/3/17	
	宮崎市		16					2017/8/1	
	日向市		0					(2018/3/1 tel)	対象建築物なし（市建築住宅課による）
	都城市		2					(2018/11/30 アクセス)	
	延岡市		3					2016/11/25	
46	鹿児島県		25					2018/7/27	
	鹿児島市		49					2018/10/31	
47	沖縄県		12					2018/8/10	
	那覇市		14					2018/3/30	
	宜野湾市		2					(2018/11/30 アクセス)	
	浦添市		0					2017/7/19	対象建築物なし（市のサイトによる）
	沖縄市		1					2017/7/18	
	うるま市		2					2017/7/18	

注 1) 2018.4.1 時点の特定行政庁（都道府県，法第 4 条第 1 項設置市，法第 4 条第 2 項設置市及び法第 97 条の 3 設置特別区）をベースに作業を行った。流山市，西東京市，加賀市及び岩国市は「要緊急安全確認大規模建築物」の耐震診断結果報告期限である 2015.12.31 より後に所管行政庁となった。2018.4.1 時点の所管行政庁は 47+88+147+23=305 である。

注 2) 安全性公表区分

A：総括表があり，かつ個表に安全性（I，II，III）の記載あり B：総括表がなく，個表に安全性記載あり，C：総括表のみ

A=5 B=18 C=80 計=103

注 3) 一つの建築物が複数の棟からなるものについては，耐震診断は棟ごとに行われるが，ここでは，便宜上 1 件と数え，その安全性評価区分は各棟の評価のうち最も低いものとした。

注 4) 調布市は，窓口では閲覧可とのことであるが，ウェブには掲載されておらず，電話での問合せにも回答しないとしていることから，ここでは公表済み行政庁に含めていない。

注 5) 池田市は，窓口では閲覧可とのことであるが，ウェブに掲載していた一覧表を取り下げており，ここでは公表済み行政庁に含めていない。

注 6) HP もしくは総括表に”一つの建築物に構造耐力上独立した部分が複数ある場合は安全性の評価が最も低い部分により分類している”といった趣旨の注記がある。

注 7) 「〇月時点」は「〇/1」と表記

付録 2 : 「要緊急安全確認大規模建築物」の耐震改修等の予定 (関東・東海・近畿-安全性 I)

編集日 : 2019/3/15 / 情報収集日 : 2018/11/30 時点

特庁コード	所管行政庁	安全性公表区分	建築物数	安全性		耐震改修等の予定				
				I (割合)		なし/未定/検討中	耐震改修 (時期未定)	建替・除却 (時期未定)	耐震改修	建替・除却
関東・東海・近畿計			6,955	459	(6.6%)	206	49	30	98	76
所管行政庁数=173						<45%>	<11%>	<7%>	<21%>	<17%>
公表行政庁数=155										
08000	茨城県 ¹⁾	C	77	5	(6%)	1	0	1	1	2
08101	水戸市		26	0	(0%)	0	0	0	0	0
08201	日立市	C	25	4	(16%)	0	0	0	0	4
08202	土浦市		15	0	(0%)	0	0	0	0	0
08203	古河市		6	0	(0%)	0	0	0	0	0
08203	北茨城市	B	1	0	(0%)	0	0	0	0	0
08204	取手市	C	10	0	(0%)	0	0	0	0	0
08205	ひたちなか市		7	0	(0%)	0	0	0	0	0
08206	つくば市		18	0	(0%)	0	0	0	0	0
08207	高萩市		2	0	(0%)	0	0	0	0	0
09000	栃木県	C	36	3	(8%)	0	1	0	2	0
09201	宇都宮市 ²⁾	C	54	2	(4%)	2	0	0	0	0
09202	足利市	C	13	1	(8%)	1	0	0	0	0
09203	小山市	C	13	1	(8%)	0	0	0	0	1
09204	鹿沼市	C	7	2	(29%)	0	1	0	0	1
09205	栃木市	C	16	0	(0%)	0	0	0	0	0
09206	佐野市	C	11	0	(0%)	0	0	0	0	0
09207	那須塩原市	C	6	2	(33%)	1	1	0	0	0
09208	日光市	C	16	2	(13%)	0	1	0	1	0
09209	大田原市	C	1	0	(0%)	0	0	0	0	0
10000	群馬県	C	70	12	(17%)	4	2	0	6	0
10101	前橋市 ³⁾		9	1	(11%)	0	1	0	0	0
10102	高崎市		12	1	(8%)	0	1	0	0	0
10201	太田市		13	2	(15%)	0	0	0	2	0
10202	伊勢崎市	C	22	1	(5%)	1	0	0	0	0
10203	館林市	C	8	0	(0%)	0	0	0	0	0
10204	桐生市	C	18	1	(6%)	1	0	0	0	0
11000	埼玉県	C	337	15	(4%)	7	0	0	4	4
11101	川口市 ⁴⁾	C	72	7	(10%)	4	2	0	0	1
11102	川越市	C	51	2	(4%)	1	0	0	1	0
11103	所沢市	C	22	0	(0%)	0	0	0	0	0
11104	越谷市	C	26	1	(4%)	0	0	1	0	0
11105	さいたま市	C	142	6	(4%)	2	0	0	2	2
11201	草加市	C	20	0	(0%)	0	0	0	0	0
11202	上尾市	C	31	0	(0%)	0	0	0	0	0
11203	熊谷市		13	1	(8%)	0	0	0	0	1
11204	新座市		28	2	(7%)	0	0	1	0	1
11205	春日部市	C	29	2	(7%)	1	0	1	0	0
11206	狭山市	C	18	0	(0%)	0	0	0	0	0
11207	久喜市	C	8	0	(0%)	0	0	0	0	0
12000	千葉県	C	134	7	(5%)	3	1	3	0	0
12101	千葉市		71	3	(4%)	2	1	0	0	0
12102	市川市	C	52	3	(6%)	2	0	0	0	1
12103	船橋市	C	101	6	(6%)	2	3	1	0	0
12104	松戸市	C	53	3	(6%)	0	1	0	1	1

12105	市原市	C	16	0	(0%)	0	0	0	0	0
12106	柏市	C	31	2	(6%)	2	0	0	0	0
12201	佐倉市	C	7	0	(0%)	0	0	0	0	0
12202	八千代市	C	30	3	(10%)	2	0	1	0	0
12203	我孫子市	C	16	0	(0%)	0	0	0	0	0
12204	浦安市		14	0	(0%)	0	0	0	0	0
12205	習志野市	C	27	0	(0%)	0	0	0	0	0
12206	木更津市	B	5	0	(0%)	0	0	0	0	0
12207	流山市		7	0	(0%)	0	0	0	0	0
13000	東京都	A	398	15	(4%)	11	0	0	3	1
13001	千代田区									
13002	中央区									
13003	港区	B	18	0	(0%)	0	0	0	0	0
13004	新宿区	B	43	3	(7%)	2	0	0	0	1
13005	文京区									
13006	台東区									
13007	墨田区									
13008	江東区	B	49	1	(2%)	1	0	0	0	0
13009	品川区	B	34	0	(0%)	0	0	0	0	0
13010	目黒区									
13011	大田区									
13012	世田谷区		73	2	(3%)	1	0	0	1	0
13013	渋谷区									
13014	中野区									
13015	杉並区									
13016	豊島区									
13017	北区									
13018	荒川区									
13019	板橋区		73	1	(1%)	1	0	0	0	0
13020	練馬区	B	89	0	(0%)	0	0	0	0	0
13021	足立区									
13022	葛飾区									
13023	江戸川区									
13101	八王子市		78	2	(3%)	2	0	0	0	0
13102	町田市		17	1	(6%)	1	0	0	0	0
13201	調布市 ⁵⁾									
13202	府中市		32	2	(6%)	1	0	0	0	1
13203	日野市	B	9	0	(0%)	0	0	0	0	0
13204	三鷹市	B	18	0	(0%)	0	0	0	0	0
13205	武蔵野市	B	33	1	(3%)	1	0	0	0	0
13206	立川市	B	37	0	(0%)	0	0	0	0	0
13207	国分寺市		15	0	(0%)	0	0	0	0	0
13208	西東京市		25	0	(0%)	0	0	0	0	0
14000	神奈川県	C	108	6	(6%)	0	2	0	3	1
14101	横浜市	C	474	17	(4%)	4	4	2	4	3
14102	川崎市	C	105	3	(3%)	0	0	1	1	1
14103	横須賀市		24	4	(17%)	0	1	1	0	2
14104	藤沢市		47	5	(11%)	1	1	0	2	1
14105	相模原市		40	7	(18%)	3	0	1	2	1
14106	平塚市	C	36	2	(6%)	0	2	0	0	0
14201	鎌倉市	C	33	1	(3%)	1	0	0	0	0
14202	厚木市		26	0	(0%)	0	0	0	0	0
14203	小田原市		32	3	(9%)	1	1	0	1	0
14204	秦野市		14	0	(0%)	0	0	0	0	0
14205	茅ヶ崎市		24	1	(4%)	1	0	0	0	0
14206	大和市		23	0	(0%)	0	0	0	0	0
21000	岐阜県		59	7	(12%)	3	2	1	0	1

21101	岐阜市		34	4	(12%)	3	0	1	0	0
21201	各務原市		8	1	(13%)	0	0	0	0	1
21202	大垣市	B	17	4	(24%)	3	0	0	0	1
22000	静岡県	A	108	14	(13%)	4	0	0	9	1
22101	浜松市	B	65	3	(5%)	2	0	0	0	1
22102	静岡市	B	71	4	(6%)	1	0	0	1	2
22201	沼津市	B	17	2	(12%)	1	0	1	0	0
22202	富士宮市	A	3	0	(0%)	0	0	0	0	0
22203	焼津市	A	7	0	(0%)	0	0	0	0	0
22204	富士市	A	29	0	(0%)	0	0	0	0	0
23000	愛知県		211	16	(8%)	4	5	2	4	1
23101	名古屋市		192	9	(5%)	2	1	2	1	3
23102	豊橋市		16	1	(6%)	0	1	0	0	0
23103	岡崎市		15	1	(7%)	0	0	0	1	0
23104	豊田市		25	0	(0%)	0	0	0	0	0
23105	春日井市		3	1	(33%)	1	0	0	0	0
23106	一宮市		15	0	(0%)	0	0	0	0	0
24000	三重県		44	5	(11%)	2	0	1	2	0
24101	四日市市		14	3	(21%)	2	0	0	1	0
24102	津市	B	15	1	(7%)	0	1	0	0	0
24201	鈴鹿市		13	0	(0%)	0	0	0	0	0
24202	桑名市		1	1	(100%)	0	1	0	0	0
24203	松阪市		11	0	(0%)	0	0	0	0	0
25000	滋賀県		50	2	(4%)	0	1	0	0	1
25101	大津市		48	6	(13%)	2	1	1	2	0
25201	草津市		16	0	(0%)	0	0	0	0	0
25202	彦根市		7	1	(14%)	0	0	0	1	0
25203	近江八幡市		7	0	(0%)	0	0	0	0	0
25204	守山市		7	0	(0%)	0	0	0	0	0
25205	長浜市		13	0	(0%)	0	0	0	0	0
25206	東近江市		15	1	(7%)	0	1	0	0	0
26000	京都府		63	8	(13%)	5	0	0	0	3
26101	京都市		111	27	(24%)	19	0	0	7	1
26201	宇治市		7	3	(43%)	2	0	0	1	0
27000	大阪府	C	167	6	(4%)	3	0	0	1	2
27101	大阪市		205	25	(12%)	15	0	0	8	2
27102	豊中市		24	4	(17%)	3	0	0	0	1
27103	堺市		112	16	(14%)	11	0	0	1	4
27104	東大阪市	B	11	1	(9%)	0	1	0	0	0
27105	吹田市		59	2	(3%)	1	0	0	0	1
27106	高槻市	C	60	4	(7%)	1	0	0	1	2
27107	枚方市		18	6	(33%)	6	0	0	0	0
27108	八尾市		24	0	(0%)	0	0	0	0	0
27109	茨木市		49	4	(8%)	4	0	0	0	0
27201	守口市		6	0	(0%)	0	0	0	0	0
27202	寝屋川市		26	4	(15%)	3	0	0	0	1
27203	岸和田市		1	0	(0%)	0	0	0	0	0
27204	門真市		20	2	(10%)	1	0	0	1	0
27205	箕面市		21	2	(10%)	0	0	0	2	0
27206	池田市 ⁶⁾									
27207	和泉市		8	0	(0%)	0	0	0	0	0
27208	羽曳野市		6	0	(0%)	0	0	0	0	0
28000	兵庫県	C	129	14	(11%)	4	1	1	5	3
28101	神戸市	C	150	16	(11%)	9	0	1	6	0
28102	尼崎市		44	5	(11%)	5	0	0	0	0
28103	西宮市	C	44	3	(7%)	2	0	0	0	1

28104	姫路市	C	81	4	(5%)	1	1	0	1	1
28105	明石市	A	39	2	(5%)	2	0	0	0	0
28106	加古川市	C	22	0	(0%)	0	0	0	0	0
28201	伊丹市		28	1	(4%)	0	0	0	0	1
28202	川西市	C	22	2	(9%)	1	0	0	0	1
28203	宝塚市	C	31	1	(3%)	0	0	1	0	0
28204	三田市	C	5	0	(0%)	0	0	0	0	0
28205	芦屋市	C	8	0	(0%)	0	0	0	0	0
28206	高砂市	C	15	3	(20%)	1	0	0	1	1
29000	奈良県		97	12	(12%)	4	3	1	3	1
29101	奈良市		52	7	(13%)	1	2	0	0	4
29201	橿原市		21	1	(5%)	0	0	1	0	0
29202	生駒市		14	1	(7%)	0	0	1	0	0
30000	和歌山県		50	3	(6%)	0	0	1	1	1
30101	和歌山市		49	3	(6%)	1	0	0	0	2

- 1) 茨城県：県のウェブではIは6件だが、真壁小はIs/Is0=0.5のためIが△1.
- 2) 宇都宮市：報徳会宇都宮病院は「改修中」扱い
- 3) 前橋市：2019/2/4 市建築指導課イグサ氏「ウェブ掲載されていない。2017/1/16 から変更なし。」
- 4) 川口市：総括表8件だが、7件しか見つからず。学校該当なし。
- 5) 調布市：ウェブ非掲載のため、公表済み行政庁に含めていない。
- 6) 池田市：ウェブ非掲載のため、公表済み行政庁に含めていない。

参考文献

- 1) 社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会（第25回），2018年4月23日，資料2「耐震診断義務付け建築物に係る耐震化の促進について」
- 2) 『倒壊危険建物』全国緊急調査，日経アーキテクチュア 2018年10月25日号，pp.34-59
- 3) 日本経済新聞，「震度6強で『倒壊の危険性高い』858棟 本社調査」，2018年11月6日
- 4) 国土交通省，「地方公共団体における耐震改修促進計画の策定状況及び耐震改修等に対する補助制度の整備状況について」，平成30年10月2日，参考4，<http://www.mlit.go.jp/common/001256290.pdf>
- 5) 耐震改修促進法第9条
- 6) 耐震改修促進法施行規則第22条
- 7) 平成25年国土交通省告示第1059号（最終改正 平成30年国土交通省告示第1381号）
- 8) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）」，平成25年11月25日付け国住指第2930号，国住街第118号，国住マ第60号及び国住市第107号
- 9) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）」，平成25年11月25日付け国住指第2930号，国住街第118号，国住マ第60号及び国住市第107号
- 10) 「耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断の結果の公表について（技術的助言）」，平成31年1月1日付け国住指第3209号
- 11) 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」，平成18年1月25日 国土交通省告示第184号（最終改正 平成30年12月21日 国土交通省告示第1381号），別添
- 12) 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」，平成18年1月25日 国土交通省告示第184号（最終改正 平成30年12月21日 国土交通省告示第1381号），二1
- 13) 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」，平成18年1月25日 国土交通省告示第184号（最終改正 平成30年12月21日 国土交通省告示第1381号），二2
- 14) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）」，平成25年11月25日付け国住指第2930号，国住街第118号，国住マ第60号及び国住市第107号
- 15) 岩井紀子・保田時男，調査データ分析の基礎，p.173，有斐閣，2012年
- 16) 東京都都市整備局市街地建築部耐震化推進担当課長 富永氏へのヒアリング，2019年3月5日
- 17) 京都市担当課へのヒアリング，2019年3月7日
- 18) 国土交通省，「地方公共団体における耐震改修促進計画の策定状況及び耐震改修等に対する補助制度の整備状況について」，平成30年10月2日，「2. 耐震診断・改修に対する補助制度の整備状況（平成30年4月1日現在）」，<http://www.mlit.go.jp/common/001256294.pdf>
- 19) 東京都耐震ポータルサイト「耐震化助成制度」，2019/3/8 アクセス，http://www.taishin.metro.tokyo.jp/pdf/jyosei/dl_h30_003.pdf?ver=20190108a
- 20) 京都市，リーフレット「不特定多数の方が利用する，耐震診断義務化大規模建築物の耐震化を支援します！」，平成30年4月，<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000196415.html>

ANALYSIS OF SEISMIC IMPROVEMENT PLANS
OF LARGE-SCALE BUILDINGS
BASED ON THEIR PUBLISHED SEISMIC ASSESSMENT RESULTS

Hiroki SUNOHARA

The revision of the Act for Promoting Seismic Retrofit of Buildings provides for mandatory seismic assessment and reporting for certain buildings in Japan. This paper describes a study on large-scale buildings that have been deemed to require immediate safety verification. The publicly available online data was utilized to collect and tabulate information on these buildings as published by regional governments, and a tally of buildings in Category I (poorest) in the Seismic Safety Assessment in the Kanto, Tokai and Kinki Regions was prepared and analyzed. From this investigation it was found that: Category I buildings account for approx. 7 % of the large-scale buildings listed, though the ratio varied significantly among prefectures; only approx. 40 % of these buildings have any concrete plan for seismic retrofit and the like including when; nearly 80 % of those with such work plan are scheduled to implement it by 2020; approx. 60 % of them are for seismic retrofit; and, there is substantial variability in the planning of seismic retrofit and the like by prefecture and by building use.